

○ 星薬科大学図書館利用細則

平成 24 年 8 月 7 日

図書館長裁定

第 1 条 この細則は、星薬科大学図書館利用規程（平成 24 年 8 月 7 日制定）第 7 条の規定に基づき、星薬科大学図書館の図書等の館外貸出について定めるものとする。

第 2 条 図書等の貸出の上限冊数、期間は次のとおりとする。

図書（参考図書等禁帯出図書を除く）

対象	一般貸出		特別貸出（夏・冬休暇中の長期貸出）	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
役職員	15 冊	2 週間	20 冊	その都度定める
学部学生	5 冊		8 冊	
大学院学生 大学院研修生 大学院委託生 研究生	6 冊		8 冊	
学部委託生 大学院専攻生 科目等履修生 特別実習委託生	2 冊		4 冊	

未製本雑誌（一定期間の新着展示期間以降）

対象	一般雑誌		学術雑誌	
	貸出雑誌数	貸出期間	貸出雑誌数	貸出期間
役職員 大学院学生 大学院研修生 大学院委託生 研究生	2 種	5 日間	6 種	5 日間
学部学生 学部委託生 大学院専攻生 科目等履修生 特別実習委託生				

2. 一般貸出により借り受けた図書館資料は、予約のない限り1回、期間を更新することができる。
3. 特別貸出により借り受けた図書館資料は、期間の更新をすることができない。
4. 貸出期間を超過した者に対しては、延滞日数分の期間、延滞冊数に応じて貸出を禁止する。
5. 実務実習、その他、館長が必要と認めた場合は、貸出冊数、貸出期間を変更することができる。

第3条 本細則に定めるもののほか、図書等の館外貸出に関し、必要な事項は図書館長が別に定める。